

大津市会計年度任用職員勤務条件  
【職種：用務員3種 幼保支援課】

任用期間	未定 ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。 採用後1ヶ月を条件付とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
勤務地	大津市立保育園・こども園（13か園） ※勤務地については、面接時に意向を伺い、選考により決定します。なお、年度途中や年度替わりに、勤務地を異動する場合があります。
勤務日	月曜日から土曜日のうち、週5日 ※土曜日勤務の場合は平日に休み
休日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	保育園：7:45～17:30のうちの7時間45分勤務（休憩45分） 療育施設：8:40～17:10の7時間45分勤務 ただし早番勤務あり（休憩45分） ※各園、施設によって勤務時間設定が異なります。
基本給	給料 月額 226,066円～250,700円（地域手当含む）
諸手当	期末勤勉手当 年2回（年間最大4.6月分、至急基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。） 通勤手当相当（片道2km以上の場合、上限月55,000円） 時間外勤務手当相当 ※各園の状況により時間外、休日勤務が生じる場合があります。また、月2回程度の職員会議等があります。 退職手当（月18日以上勤務月が連続6ヶ月を超えると、7ヶ月目より退職手当の支給対象となり、雇用保険の適用除外となります。6ヶ月までは雇用保険の対象です。）
社会保険	健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険（6ヶ月まで） ※健康保険についてのみ、共済組合員（短期・福祉事業のみ対象）となります。フルタイム会計年度任用職員として雇用された時点から、月18日以上勤務月が連続12ヶ月を超えると、13ヶ月目から共済組合員（長期給付も適用対象）となります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ・服務の根本基準 ・服務の宣誓 ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の防止 ・秘密を守る義務 ・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止 ・営利企業への従事等の制限
福利厚生	大津市勤労者互助会に加入（任意）する場合、入会金全額及び月会費の半額は市で負担します。

	12 ヶ月以後、共済組合員（長期給付対象）となった場合は、大津市職員互助会に加入（全員）します。
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 給与等支給日：当月20日</li><li>・ 勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。</li></ul>